

# 国、都道府県、市町村、医療保険者による生活習慣病対策の推進について

## ＜健康増進法＞

- 基本方針（第7条）
  - ・健康増進の推進に関する基本的な方向
  - ・健康増進の目標
  - ・都道府県および市町村健康増進計画の策定に関する基本的な事項
  - ・国民健康・栄養調査その他健康増進に関する調査及び研究に関する基本的な事項
  - ・健康増進事業実施者間の連携協力
  - ・食生活・運動・休養・飲酒・喫煙・歯の健康その他の正しい知識の普及
  - ・その他健康増進の推進に関する重要な事項
- 健康診査実施等指針（第9条1）

国

調和

## ＜高齢者の医療の確保に関する法律＞

- 医療費適正化基本方針（第8条）
  - ・都道府県医療費適正化計画の目標等基本的事項
  - ・都道府県医療費適正化計画達成状況の評価
  - ・医療に要する費用の調査及び分析
- 全国医療費適正化計画（第8条）
  - ・国が達成すべき目標
  - ・国が取り組むべき施策
  - ・保険者、医療機関その他関係者の連携、協力
  - ・医療に要する費用の見通し
  - ・計画達成状況の評価に関する事項
- 特定健康診査等基本指針（第18条）
  - ・実施方法に関する基本的な事項
  - ・全国的な目標の提示
  - ・特定健診等実施計画の作成に関する事項 等

都道府県

調和

- 都道府県健康増進計画（第8条）
  - ・国の基本方針を勘案して策定
  - ・市町村、医療保険者等管内の関係者が共有する目標の設定
  - ・関係者の役割分担、連携方策 等

- 都道府県医療費適正化計画（第9条等）
  - ・目標（生活習慣病対策、医療提供体制）
  - ・医療保険者、医療機関その他の関係者の連携、協力
  - ・計画の進捗状況・実績の評価 等

市町村

- 市町村健康増進計画（第8条）
- 生活習慣相談、保健指導 その他の健康増進事業の実施（第17条、第19条の2）

連携・協力

（健康増進法第5条）

医療保険者（国保・被用者保険）

- 特定健康診査等実施計画（第19条）
  - ・具体的な実施方法に関する事項
  - ・実施及びその成果に関する具体的な目標
  - ・適切かつ有効な実施のために必要な事項
- 特定健康診査、特定保健指導の実施（第20条等）

保険者協議会